



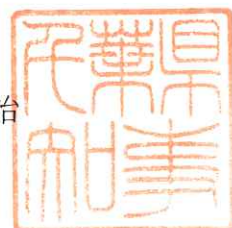
小規模産業廃棄物処理施設設置許可証

平成24年 7 月19日

住 所 東京都葛飾区新宿三丁目9番15号
氏 名 株式会社 アンカーネットワークサービス
代表取締役 碓 隆司

千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例第12条第1項の規定により、
設置の許可を受けた小規模産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可年月日	平成15年11月5日	許可番号	第15-20-1-29号
施設の種類及び処理 する産業廃棄物の種類	破砕施設 廃プラスチック類		
設置場所	千葉県松戸市南花島字向町313番1		
処理能力	廃プラスチック類 3.2t/日 (0.4t/時間×8時間)		
許可の条件	なし		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関係法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

平成24年 3 月28日 変更届(本店住所の変更)